



2026年6月23日

各 位

会 社 名 スローガン株式会社
代表者名 代表取締役社長 仁平 理斗
(コード番号：9253 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 北川 裕憲
(TEL 03-6434-9754)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月23日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

- (1) 払 込 期 日 2026年7月22日
- (2) 処分する株式の種類
及 び 数 当社普通株式 9,759株
- (3) 処 分 価 額 1株につき738円
- (4) 処 分 総 額 7,202,142円
- (5) 処 分 予 定 先 取締役（監査等委員である取締役を除く） 1名 3,253株
(割 当 予 定 先) 監査等委員である取締役 2名 6,506株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年4月22日開催の当社取締役会において、当社の取締役（以下、「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

また、2026年5月27日開催の当社第21回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては年額100万円以内、監査等委員である取締役に対しては年額100万円以内として設定すること、割り当てる譲渡制限付株式の総数は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては年2万株以内、監査等委員である取締役に対しては年2万株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役等に対して金銭債権7,202,142円を支給し、対象取締役等が当該金銭債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式9,759株を割り当てることを決議いたしました。なお、各対象取締役等に対する金銭債権の額は、当社における各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。

3. 本制度及び譲渡制限付株式割当契約の概要

当社の普通株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2026年7月22日から3年間、又は対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役その他の役職等の地位を退任した日から1年を経過する日のいずれか遅い日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間のうち、当社の取締役会があらかじめ定める勤務期間（以下「任期」という。）が満了するまで、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下「役職等の地位」という。）のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が当該譲渡制限期間が満了する前に、任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、在職期間に応じた、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。また、対象取締役が正当な理由なく自己都合で退任した場合、法令に違反した場合、当社の定める規程に違反した場合、競業禁止義務違反等その他の本割当契約に定める事項に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

対象取締役は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月22日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である738円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上